

## 軽費老人ホーム 長命荘 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘が設置運営する軽費老人ホーム長命荘(以下「長命荘」という。)が行う施設サービス(以下「施設サービス」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、長命荘の従業者(以下「職員」という。)が、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 長命荘は、高齢等のため自立して生活するには不安が認められる者を入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できることを目指す。

2 長命荘は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。

3 長命荘は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な施設サービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

### (施設の名称等)

第3条 施設サービスを行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 軽費老人ホーム 長命荘
- (2) 所在地 奈良県生駒市北田原町2 4 2 9番地の4

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 長命荘に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名(常勤)  
理事長の命を受け所属職員を指導監督し、施設の業務を統括する。また、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員に必要な指揮命令を行う。但し、長命荘の管理上支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所の施設長と兼務することがある。
- (2) 生活相談員 1名以上  
入居申込みに係る調整及び入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、施設の環境整備を行う。また、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。
- (3) 介護職員 4名以上(内1名以上常勤、他は常勤換算)  
入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、第2条に基づき日常生活の援助・指導、各種サービスの準備・事後処理及び施設の環境整備を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤)  
入居者が健康で生き生きと生活できるよう、入居者の健康管理及び健康指導を行う。また、入居者及び職員の保健衛生管理、並びに利用者の援助・看護、診療の補助及び施設の環境整備を行う。
- (5) 栄養士 1名以上(常勤)  
入居者の嗜好と栄養に合致し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資するための献立の作成、栄養管理及び調理上の衛生指導及び調理員と連携し給食調理等の業務を行うとともに、施設の環境整備を行う。
- (6) 事務員 2名以上(常勤)  
施設会計・財産管理・庶務等の事務及び施設の環境整備を行う。

(7) 医師 1名(非常勤)

入居者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。

(8) 調理員 長命荘の実情に応じた員数

同一敷地内にある他の事業所の調理員と兼務

栄養士と連携し、入居者の食生活の維持向上を図るための給食調理全般の業務を行うとともに施設の環境整備を行う。

(入居定員)

第5条 長命荘入居定員は50名とする。

但し、災害その他やむを得ない場合は、この限りではない。

(入居資格)

第6条 長命荘に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1 年齢は60歳以上であること。但し、入居する者の配偶者、3親等以内の親族等、入居者と共に入居させることが必要と認められる者についてはこの限りではない。
- 2 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- 3 伝染病疾患及び精神的疾患を有せず、且つ行動障害を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送ることができる者。
- 5 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- 6 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられる者。

(入居の申込み)

第7条 長命荘への入居希望者は申込書を提出しなければならない。

- 2 長命荘は入居申込書が提出された時には、内容を確認の上、申込者名簿に記入して登録するものとする。

(調査及び決定)

第8条 居室に空きが生じる場合は、申込者名簿に登録された入居希望者について、本人の意思・健康・収入・生活状況・家庭状況等につき、本人及び身元保証人と面接して調査する。

- 2 前項の調査に基づき、長命荘は入居の適否を決定し、速やかに本人または本人が指定する者に文書をもって通知する。

(入居手続き)

第9条 入居が決定した者は、次の書類を前条の通知日から2週間以内に長命荘に提出する。

- (1) であい(インテーク用紙)
- (2) 入居申込書
- (3) 収入申告書
- (4) 健康診断書
- (5) 生活歴調書
- (6) 身元保証人届
- (7) 誓約書
- (8) 年金証書(写し)
- (9) 金融機関の通帳(写し)
- (10) 確定申告書(控え)
- (11) 必要経費の証拠書類
- (12) 住民票(1通)

- (13) 戸籍謄本（1通）  
利用者と身元保証人との関係がわかる範囲までの分
- (14) 所得証明書
- (15) 預金口座振替依頼書
- (16) 利用契約書
- (17) その他長命荘が特に必要と認める書類

（内容及び手続の説明及び契約）

- 第10条 長命荘は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、第9条の書類が長命荘に到達後2週間以内に当該施設サービスの提供に関する契約を文書により締結する。
- 2 長命荘は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 第9条及び第10条の期日について、災害その他特別な理由がある場合で、長命荘が認めるときはこの限りではない。

（入退所）

- 第11条 長命荘は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努める。
- 2 長命荘は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができる施設サービスの内容等に照らし、長命荘において日常生活を営むことが困難になったと認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努める。
- 3 長命荘は、入居者の退居に際しては、介護保険法に定める居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（記録の整備）

- 第12条 長命荘は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 長命荘は、入居者に提供する施設サービスに関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設サービス提供後5年間保存する。
- ① 入所者に提供するサービスに関する計画
  - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録
  - ④ 苦情の内容等の記録
  - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（施設サービスの内容）

- 第13条 長命荘が入居者に提供する施設サービスの内容は次のとおりとする。
- ・生活相談・助言
  - ・教養・娯楽の提供
  - ・食事の提供
  - ・入浴の機会の提供
  - ・健康管理・衛生管理
  - ・急な傷病に対する医療機関への連絡、搬送の手配等の緊急対応
  - ・その他日常生活に必要な援助、指導

・介護保険法の居宅サービス等の情報提供

(利用料・その他の費用の額)

第14条 長命荘は、入居者から利用料として、次の費用の支払いを受ける。

①サービスの提供に要する費用（奈良県知事が定める額。）

②生活費（奈良県知事が定める額。）

③居室に係る光熱水費、電話料金

④入居者が選定する特別サービスを行った費用

⑤日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者が負担することが適当と認められるもの

2 第10条の重要事項説明書等の文書の交付・説明によって、前項のサービスの提供に係る内容及び費用について入居者の同意を得たものとみなす。但し、前項1号及び2号を除くサービスの内容または費用の改定はこの限りではない。

3 身元保証人は、施設サービス利用契約に基づく利用者に対する一切の債務について、1,000,000円を極度額として債務を履行する責を負うものとする。

(施設サービス提供の方針)

第15条 長命荘は、入居者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況等に応じた施設サービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する。

2 長命荘は、入居者に対する施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

(食事の提供)

第16条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、おおむね次のとおりとする。

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

(入浴)

第17条 長命荘は、週3日以上頻度で入浴の機会を提供する等、入居者の清潔の保持に努める。

2 入浴の時間は、13:00～20:00とする。

3 夏期等のシャワーは、入居者が毎日使用できるよう努める。

(生活相談等)

第18条 長命荘は、入居者の心身の状況、その置かれている状況等の把握に努め、入居者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 長命荘は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 長命荘は、入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

4 長命荘は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

5 長命荘は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努める。

(健康管理)

第19条 長命荘の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

2 長命荘は、入居者について、その入居時及び毎年定期的に二回以上健康診断を行う。

3 入居者は健康に留意するものとし、長命荘で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(入居者の入院期間の取り扱い)

第20条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、退院後再び長命荘に円滑に入居できるようにする。

(外出及び外泊)

第21条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより長命荘に届け出る。

(衛生保持)

第22条 入居者は、長命荘の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために長命荘に協力する。

(留意事項)

第23条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意又は過失により施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(6) ペットの飼育

2 前項により損害が生じたときは、その補償を入居者又はその家族等に求めることがある。

(契約の解約)

第24条 入居者は、1週間の予告期間において退居届を長命荘に提出することにより、入居契約を解約することができる。

2 入居者は、次の事由のいずれかに該当した場合、退居届を長命荘に提出することにより、直ちに入居契約を解約することができる。

(2) 長命荘が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(3) 長命荘が守秘義務に反した場合

(4) 長命荘が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(5) 長命荘が破産した場合

3 長命荘は、次の事由のいずれかに該当した場合、入居者に対して1ヶ月の予告期間において、理由を付した文書で通知することにより、入居契約を解約することができる。

(1) 利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、催告後10日以内に支払われない場合、または利用料の支払いがたびたび遅延した場合

(2) 入居者またはその家族が長命荘や長命荘の職員に対して、利用を継続し難いほどの背任行為を行った場合

(3) やむを得ない事情により、長命荘を閉鎖または縮小する場合

(4) 虚偽の届出により入居した場合

(5) 事務費の減額申請に虚偽の届出を行った場合

(6) 長命荘の承認を得ないで、建物・付属設備等の造作・模様替え(クギ・掛け金

- 具・接着剤等を含む。)を行い、当該行為の現状回復指示に従わない場合
- (7) 心身の状況の悪化により医療機関または介護保険施設の利用を勧めても、当該勧めを受け入れようとしない場合(代替サービスを利用する場合を除く。)
  - (8) 長命荘が提供または斡旋するサービス(介護保険サービスを含む。)を正当な理由なく利用しないことが継続した場合(但し、他の事業所が提供または斡旋するサービス(介護保険サービスを含む。)を利用して自立した日常生活を継続可能な場合を除く。)
  - (9) 心身の状況の悪化により、前号のサービスを利用しても長命荘での自立した日常生活が継続できなくなったとき
  - (10) 金銭管理、その他各種サービスの利用について、自己判断できなくなったとき(代替サービスを利用する場合を除く。)
  - (11) 入居者及び家族等が、「軽費老人ホーム長命荘(A型)施設サービス利用契約書」第22条の禁止事項をたびたび違背した場合、その他長命荘が入居者の心身の状況が長命荘での生活に適さないと判断した場合

(契約の終了)

第25条 次の事由のいずれかに該当した場合、居室の明渡し日をもって入居契約は自動的に終了する。

- (1) 入居者が介護保険施設等に入所(短期入所は含みません。)した場合
- (2) 入居者が亡くなられた場合
- (3) 入居者が医療機関に入院し、3ヶ月以内の退院が明らかに見込めなくなった場合または入院して3ヶ月が経過した場合

(勤務体制の確保等)

第26条 長命荘は、入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 長命荘は、前項に当たっては、入居者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮する。

3 長命荘は、入居者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

(非常災害対策)

第27条 長命荘は、非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、防災、避難に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に周知する。

2 長命荘は、非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

3 長命荘は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第28条 長命荘は、入居者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 長命荘は、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

3 長命荘は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計

画に従い必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第29条 長命荘は、入居者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を設ける。

(掲示)

第30条 長命荘は、当該施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第31条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 長命荘は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情への対応)

第32条 長命荘は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を生駒市フォレスト地域包括支援センターに設置する。

2 長命荘は、提供する施設サービスに関して、奈良県からの文書の提出・提示の求め、又は奈良県職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。奈良県から指導又は助言を得た場合は、それに従って、必要な改善を行う。また、奈良県からの求めがあった場合には、改善の内容を奈良県に報告する。

3 長命荘は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力する。

(地域との連携等)

第33条 長命荘は、その運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図る。

(事故発生時の対応)

第34条 長命荘は、事故が発生した場合の対応、報告の方法が記載された事故発生防止の指針を整備する。

2 長命荘は、事故が発生した又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。

3 長命荘は、事故発生防止のための委員会および職員に対する研修(年2回以上)を定期的に行う。

4 長命荘は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

5 長命荘は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

6 長命荘は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、長命荘の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

(入所者の処遇)

第35条 長命荘は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

2 長命荘は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化の

ための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

（虐待の防止）

第36条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。

2 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止に努める。

（ハラスメント対策）

第37条 長命荘は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。